

7 飼い犬、飼い猫の死体処理について

自身で、所有地に埋没等できない場合は、ごみ焼却場で処理を行うことができます。
なおその場合、一体につき500円の処理手数料が必要です。

8 ボランティア用指定ごみ袋について

地域の皆様や、各種団体などによる海岸、河川敷や道路敷などの公共用地の清掃活動
や町内一斉清掃の際には、自治会長や団体の長を通じて環境課まで申し出てください。

町では、ボランティア用指定ごみ袋を作成しますので、これを使用していただければ結構です。

なお、ボランティア用指定ごみ袋は、45Lの1種類ですので、使用の際には、町の分別区分にしたがって、燃やすごみ、資源ごみ（缶・ビン・プラスチック）、埋立ごみ（ガラス、せともの）に分けて入れてください。

なお、袋が余った場合は、自治会長及び団体の長を通じて残り枚数を返していただくこととなります。